

令和3年2月

放課後キッズクラブを利用する保護者の皆様

横浜市こども青少年局放課後児童育成課

令和3年度放課後キッズクラブ利用料減免制度の変更のご案内

利用料減免制度とは

横浜市では、放課後キッズクラブのすくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】を利用するのに経済的な理由でお困りの方に対して月額利用料を減免し、利用を支援する制度を設けています。

本減免制度について、令和3年度から減免の対象者の拡充を行います。つきましては、これまで減免の対象とならなかった方におかれましても本案内をご一読くださいますようお願いいたします。

減免の適用を希望される方は、次の説明をお読みのうえ、放課後キッズクラブへ必要書類をご提出ください。

減免の対象となる方

以下の①～③のいずれかに該当する方が減免対象となります。

- ①横浜市就学援助を受けている方（令和3年度より新たに追加します。）
- ②生活保護世帯の方
- ③市民税所得割非課税世帯の方

減免金額

減免対象となる場合、利用区分に応じて以下の金額が減免となります。

利用区分	減免額	減免後の利用料金
すくすく（ゆうやけ）【区分2A】	月額 2,000 円	月額 0 円
すくすく（ほしぞら）【区分2B】	月額 2,500 円	月額 2,500 円

◎減免対象となるのは月額利用料のみであり、おやつ代、材料費及びプログラム利用費等の実費、わくわく区分の一時利用料（1回 800 円）、すくすく区分（ゆうやけ）の延長料金（1回 400 円）及び保険加入料は減免の対象となりません。

申請手続き

減免を希望される場合は、以下の表をご確認いただき、各放課後キッズクラブへ必要書類をご提出ください。（対象となる方によって提出書類や提出時期が異なります。）

なお、②③に該当する方につきましては、令和2年度までと必要書類や手続き方法は変わりません。

	①就学援助を受けている方	②生活保護世帯の方	③市民税所得割非課税世帯の方
提出書類	<p>就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ 【コピーしたもの】</p> <p>※年度途中から就学援助を受ける場合は、就学援助の対象となる事由が発生した月をお申し出ください。（当該月から減免の適用となります。）</p>	<p>保護証明書【原本】 又は 生活保護費支給証【写し】</p>	<p>以下のうちのいずれか1つ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民税・県民税課税(非課税)証明書【原本】 区役所税務課で取得することができます（1件につき300円がかかります）。 ・市民税・県民税税額決定・納税通知書【写し】 区役所で納入している場合は、区役所から送付されます。 ・給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額通知書【写し】 勤務先で徴収されている場合は、勤務先からもらえます。
書類に関する留意事項	<p>4月に当初申請をされた方は、7月下旬頃に学校より送付されます。</p> <p>4月以降に支払われた利用料については、遡って減免が適用されます。（減免相当額は後日返金）</p>	<p>保護証明書の発行は、区役所生活支援課生活支援係の担当ケースワーカーに依頼してください。（無料です。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・減免を受けようとする月により、提出していただく証明書・通知書の年度が異なりますので、放課後キッズクラブへお問合せください。 ・市民税所得割非課税世帯の証明書は個人ごとに発行されます。世帯での非課税を確認するために、世帯全員の証明書をご提出ください。
提出時期	学校から受理次第 速やかに	キッズクラブ申込時 又は 減免の適用を受けようとする時	キッズクラブ申込時 又は 減免の適用を受けようとする時

なお、①～③のいずれかの要件を満たさなくなった場合（例：就学援助の対象ではなくなり、受給を辞退した場合等）については、必ずクラブにお申し出ください。

虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡ってお支払いいただきます。

よくある質問

Q 就学援助を受けており、また、市民税所得割非課税世帯でもある場合は、どちらの証明書類を提出したらよいですか。

A どちらでも構いません。

ただし、今年度から新たに減免を受ける市民税所得割非課税世帯の方の提出書類は、申込時期によっては2回提出していただく場合がございます。また、就学援助を受けている方の場合、4月から書類を提出するまでの期間は利用料を全額お支払いしていただく必要がありますのでご承知おきください。

Q 就学援助を受けており、減免を受けようと思いますが、4月から「就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ【コピー】」を提出するまでの期間は、利用料を全額払う必要がありますか。

A 4月から書類を提出するまでの期間の利用料については、全額お支払いが必要です。

7月に「就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ【写し】」を提出していただいた場合は、クラブを通じて減免相当額を返金いたします。

Q 「就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ」を紛失してしまいました。減免を受けるためには何を提出したらよいですか。

A 11月下旬頃に学校から送付される「支給についてのお知らせ【コピー】」を提出してください。

Q 市立以外の学校に通っており、「横浜市私立学校等就学奨励費」を受けている場合は減免の対象となりますか。

A 減免の対象となります。希望される場合は、12月頃に学校から送付される「私立学校等就学奨励費の審査結果及び支給についてのお知らせ【コピー】」を提出してください。

※国立・県立学校に在学の場合は、横浜市教育委員会から10月頃に送付される「私立学校等就学奨励費の認定審査結果のお知らせ【コピー】」を提出してください。

Q 「個別支援学級就学奨励制度」により、就学奨励費を受給していますが、減免の対象となりますか。

A 対象とはなりません。なお、お子さんが横浜市立小学校の個別支援学級に通学しており、「就学援助制度」の認定を受けている場合は対象となりますので、「就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ【コピー】」を提出してください。

Q 令和2年度まで、「寡婦(夫)控除をみなし適用した場合に市民税所得割非課税となる世帯」として減免を受けておりましたが、令和3年度からは減免の適用を受けることができないのですか。

A 令和3年5月末までは、令和2年度に市が発行した「横浜市寡婦(夫)控除のみなし適用通知書」が有効ですので、クラブに提出することで減免を受けることができます。

令和3年6月以降については、令和3年度分の「③市民税所得割非課税世帯の方が提出する書類」をご提出ください。また、就学援助を受けている場合は、「就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ【コピー】」を提出してください。

Q 平成 24 年度実施の税制改正による扶養控除見直し前の旧税額計算を行うことで非課税となる世帯であり、令和2年度は減免の適用を受けておりましたが、令和3年度からは対象となりませんか。

A 対象となりません。「平成 24 年度実施の税制改正による扶養控除見直し前の旧税額計算を行うことで非課税となる世帯」を減免の対象とする取扱いは平成 30 年度末をもって廃止しました。（令和 2 年度末まで経過措置あり。）なお、令和 3 年度より新たに就学援助を受けている方を対象に減免制度を拡充しています。

問合せ先

○減免の申込みに関すること
各放課後キッズクラブ

○減免制度全般に関すること
こども青少年局放課後児童育成課 045-671-4068
各区役所こども家庭支援課

区	電話番号	FAX 番号	区	電話番号	FAX 番号
鶴見	510-1886	510-1887	金沢	788-7753	788-7794
神奈川	411-7046	321-8820	港北	540-2212 540-2442	540-2426
西	320-8477	322-9875	緑	930-2216	930-2435
中	224-8139	224-8159	青葉	978-2345	978-2422
南	341-1155	341-1145	都筑	948-2471	948-2309
港南	847-8393	842-0813	戸塚	866-8485	866-8473
保土ヶ谷	334-6322	333-6309	栄	894-8434	894-8406
旭	954-6019	951-4683	泉	800-2339 800-2444	800-2513
磯子	750-2476	750-2540	瀬谷	367-5697	367-2943

○就学援助制度に関すること
横浜市教育委員会事務局学校支援・地域連携課 045-671-3270

なお、本制度は、令和 3 年度予算が横浜市議会において議決されることを停止条件とするものです。予算の議決がなされないときは、成立しません。